

○小牧市交通安全の推進に関する要綱

平成28年3月28日

27小市安第729号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が、現在及び将来にわたり安全に、かつ、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例（平成15年小牧市条例第6号）に規定するもののほか、交通安全の推進に関する施策の基本となる事項の具体的な取組に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者等の安全な通行への配慮)

第2条 市民は、高齢者、障害者並びに幼児、児童及び生徒（以下「高齢者等」という。）の交通の安全を確保するため、高齢者等が安全に道路を通行することができるように努めなければならない。

(自転車の安全な利用)

第3条 市民は、自転車を利用するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等その安全な利用に努めなければならない。

(飲酒運転の根絶のための取組)

第4条 市民及び事業者は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識し、家庭、職場及び地域において、飲酒運転を根絶するための取組を行うよう努めなければならない。

2 酒類を提供する飲食店を営む者は、飲酒運転の根絶を呼び掛けるポスター等を客の見やすい場所に掲示する等の取組を行うことにより、客の飲酒運転が根絶されるよう努めなければならない。

(交通の安全に関する広報及び啓発)

第5条 市は、高齢者等の交通の安全の確保の徹底、自転車の安全な利用、飲酒運転の根絶、自動車の全ての座席におけるシートベルトの着用の徹底、チャイルドシートの適切な使用その他の交通の安全に関し必要な事項について広報及び啓発を行うものとする。

(交通の安全に関する運動の推進)

第6条 市は、市民、事業者及び交通安全関係団体と連携して、交通の安全に関する運動を推進するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。